

令和元年度事業計画書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

I. 目 標

我が国の経済は、令和元年10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう、臨時・特別の措置を講ずるなどの政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるものの、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

国内貨物輸送においては、消費関連貨物が消費増税の影響により下期に減少すると見られるほか、生産関連貨物も設備投資や輸出の減速などを背景に、一般機械の足踏みが避けられないことから、総輸送量は前年度比0.2%減の減少となる見通しである。

こうした状況の中、我が国の国民生活や産業活動を根底から支える重要な役割を果たすトラック運送業界は、適正取引の推進や物流コストに見合った適正な運賃・料金の収受をはじめ、事故防止、環境保護、事業承継者の育成、少子高齢化時代における労働力の確保などの諸課題を克服するとともに、安全で安心な輸送サービスを提供し、災害時には救援物資の輸送に携わるなど、まさに国民の生命を守るライフラインとして公共的使命を果たしていく必要がある。

当協会では、「会員重視の協会」「会員のための協会」の実現をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応、働き方改革への対応、貨物自動車運送事業法の改正、労働力不足対策、危機管理対応、安全・環境対策の推進、会員数の減少と組織率の低下への対応など、直面する課題の解決に向けた具体的な取り組みの方向性として、今後の行動方針を策定するとともに、以下の「5つの視点」を明示し、各支部、関係行政機関及び関連団体とも緊密な連携を図りながら、諸施策を推進していくこととする。

<5つの視点>

【視点①】東京2020大会を見据えた地域活動活性化の推進

- 東京2020大会TDM等対応機能の充実
- 支部の地域活動に対する支援体制の確立

【視点②】新たな人材を確保・発掘するための東ト協働き方改革

- 男女共同参画社会の実現
- 革新技術を活用した新たな働き方

【視点③】安全（交通・労災）・環境対策事業の推進

- 環境対策事業の新たな位置づけ
- 既存事業の見直し

【視点④】 情報発信力の強化

- 行政等との協働による情報提供・発信
- トラック業界への意義ある広報PR展開
- 会員増強、組織率の向上

【視点⑤】 危機管理への対応

- 首都直下地震対策
- テロ対策、感染症対策

重点事項

1. 交通安全対策

- (1) 交通事故・労災事故防止活動を具体的に展開する。
 - ① 事故防止に向けて積極的に取り組むとともに、飲酒運転の根絶を図る。
 - ② グリーン・エコプロジェクトの充実により、事故削減効果の高いエコドライブ活動を推進する。
 - ③ ドライブレコーダーの装着により、交通事故防止を推進する。
 - ④ 運輸安全マネジメントの普及促進により、事故防止の確実な実施を図る。
 - ⑤ 運行管理者試験を円滑に実施するとともに、トラック運転者技能競技会等を開催する。
 - ⑥ 本部と支部が連携し、効果的な交通安全活動（統一実施日）を展開する。
 - ⑦ 運転記録証明書交付料助成事業及びセーフティドライバー・コンテスト参加等支援事業を実施する。
 - ⑧ ドライブレコーダーに記録された日常運転業務中におけるドライバー自身の映像及び車両前方の映像を分析・評価することにより、安全運転や運転マナー等を競い合う支部主催のベストドライバーコンテストを実施し、その評価分析結果をドライバー教育等に活用する。
 - ⑨ 交通安全及び労働災害防止施策を推進する。
- (2) 運転者の安全教育、整備管理者研修及び運行管理者試験事前講習を円滑に実施するとともに、交通安全に関する各種運動の展開並びに安全運転及び事故防止のための啓発活動を行い、安全意識の醸成を図る。
 - ① 国の整備管理者研修の円滑な実施を図るため、周知活動を実施する。
 - ② 安全意識の向上を図ることを目的とした運転者講習事業を実施する。
 - ③ 会員事業者に代わり、本部及び多摩支部内において初任運転者特別講習を実施する。
 - ④ 運行管理者確保対策として、運行管理者試験事前講習事業を実施する。
 - ⑤ 「トラック事故速報」の周知徹底により、同種事故の再発防止と情報の共有化を図る。
- (3) 運転者適性診断助成事業を実施する。
- (4) 運転者の健康管理及び事故防止の一環として、睡眠時無呼吸症候群（S A S）の検査費用助成事業を実施する。
- (5) 死亡事故抑止効果の高い衝突被害軽減ブレーキや安全装置装着費用の助成を実施する。
- (6) 健康起因事故防止の一環として、脳血管疾患、心臓疾患及び糖尿病等からくる突発的な意識障害による事故を未然に防ぐため、血圧計の購入費用を助成することにより、トラックドライバーのための健康管理対策を総合的に実施する。
- (7) 全国交通安全運動実施期間中に屋外広報ビジョンを活用し、交通安全等に関する広報・啓発活動を実施する。
- (8) 「トラックフェスタTOKYO2019」における各種コンテストの表彰などを通じ、安全・安心に対する取り組みについて、都民、特にファミリー層に対し、積極的な外部発信型啓発活動を実施する。

る。

- (9) 関係官庁・団体や全日本トラック協会、関東トラック協会等と連携し、交通安全活動を効果的に展開する。

2. 環境対策

- (1) グリーン・エコプロジェクト事業を積極的に推進する。
- ① 環境C S Rへの取り組みと経営改善から経営戦略への確立を推進する。
 - ② 内外に向けた広報・啓発活動を積極的に展開する。
 - ③ グリーン・エコプロジェクトの参加拡大・拡充を促進する。
- (2) 圧縮天然ガス（CNG）・ハイブリッドトラックを中心とした環境性能優良トラックの導入助成事業を実施する。
- (3) エコドライブ管理システム（EMS）・ドライブレコーダー（DR）機器装着への助成事業により、省エネ対策・安全対策を推進する。
- (4) 温室効果ガス排出削減のため、エコドライブの推進・普及に努め、アイドリングストップ支援装置への助成事業により、省エネ・地球温暖化防止対策を促進する。
- (5) 環境タイヤ（リトレッドタイヤ）への助成事業により省資源・再利用・再資源化を推進し、省エネ・地球温暖化防止対策を促進する。
- (6) 環境改善・環境対応に係る助成事業を実施するとともに、融資斡旋等の申請・相談に応じる。
- (7) 環境関係法令に係る相談に応じるとともに、環境政策の新たな対策への取り組み等の各種環境関連情報を提供する。
- (8) 東京都「貨物輸送評価制度」における申請受付窓口業務の実施と普及啓発活動の展開を図る。
- (9) 低炭素社会の構築に向けた諸活動として政府が進める国民運動「COOL CHOICE」に対応するとともに、東京都が目指すスマートシティ「スマートエネルギー都市」への諸施策との連携を図り、地球温暖化対策に資する積極的な取り組みを促進する。
- (10) グリーン・エコプロジェクトのデータを活用して創設した東京都「貨物輸送評価制度」の評価（認定）取得とグリーン購入ネットワーク（GPN）の「エコ商品ねっと」への掲載による荷主へのアピールをさらに推進する。
- (11) 様々な環境対策の情報収集等に努め、関係省庁や全日本トラック協会、関東トラック協会、各県トラック協会、交通エコロジー・モビリティ財団等と連携して的確な対応を実施する。
- (12) グリーン・エコプロジェクトの新たな取り組みとして、IoT・AI機器を活用し、「働き方改革」への対応を図る。

3. 適正化事業の充実

- (1) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業の充実を図るため、適正化事業実施機関情報処理システムの有効な活用と適正化事業指導員研修の充実等により、貨物自動車運送適正化事業の円滑な推進

を図る。

- (2) 巡回指導時の厳正・公平な評価と改善を要する事業所に対するきめ細かな指導を行うとともに、コンプライアンスの確立に向けて法令等の周知徹底を図る。
- (3) 巡回指導を通じて、重大事故を誘発する飲酒運転、速度超過、過労運転、過積載運行等を防止するため、事業者及び運行管理者を対象とした啓発指導を実施する。
- (4) 運輸安全マネジメントに係る指導・啓発を推進する。
- (5) 東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会の円滑な運営を図る。
- (6) トラック運送事業者の安全対策等について、その取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を「安全性優良事業所」として認定する「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の認定拡大に向けた数多くの説明会・相談会の開催と荷主や利用者等への周知を図る。

4. 経営環境改善対策

(1) 中小企業経営改善対策

- ① 中小トラック運送事業者の経営改善対策を推進するため、公的助成制度や中小企業向け諸施策に対応するとともに、全ト協経営改善対策事業との連携による各種施策や経営状況把握のための諸調査の実施を図る。
- ② 事業報告書や事業実績報告書を活用し、東ト協経営分析調査を実施する。
- ③ 事業経営に役立つ情報を提供するとともに、各種講習会を開催して会員サポートを実施する。
- ④ 東ト協が実施している交付金事業や会員サービス事業等を内容としたパンフレットを活用し、協会業務の周知を図るとともに、非会員の協会加入を促進する。
- ⑤ Web K I Tの普及等、情報システム化を推進する。
- ⑥ 会員の税務、財務、労務等の相談に応じるため、経営相談、経営指導の充実強化対策を推進する。

(2) 適正運賃収受のための施策の推進

- ① さらなる原価意識の徹底を図り、再生産可能な適正運賃収受に取り組むため、引き続き運送原価計算セミナーを開催し、会員事業者の経営健全化と経営の底上げを支援する。
- ② コストに見合った適正運賃を確保し、荷主との公正取引を促進するため、運賃問題を検討する。
- ③ 取引の適正化に向けた「書面化推進ガイドライン」を通じ、書面取引の普及・定着を図る。
- ④ 下請法、物流特殊指定等、不公正な取引の是正に関する理解を深めるとともに、下請法等の適用による「トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」の活用を促進し、業界内の対応状況等、情報の収集と下請取引適正化を推進する。

(3) 駐車問題対策への対応

- ① 喫緊の課題である駐車問題に積極的に対応するため、東京商工会議所、関係機関、地元関係協議会等と連携し、異業種と協働による具体的な対応策に取り組む。
- ② 駐車対策への具体的な対応を図るため、支部及び関係団体等と連携し、駐車規制緩和区間拡大のための活動や駐車違反取締りに係る情報開示請求やアンケート調査の実施等に取り組むとともに、全ト

協及び関係団体とも連携して、効果的な要望活動を推進する。

(4) 高速道路問題への対応

高速道路を低廉な料金体系とすることや大口・多頻度割引等の平成30年度以降の継続・拡充につき、国や東京都、NEXC O等に対して積極的に要望活動を展開する。

(5) 車両資材対策等

ライフコストを含む、より安価な車両を検討する。

(6) 不正軽油の使用防止対策を推進する。

(7) 専門部会活動を推進する。

① 専門的輸送事業の活性化を目的として、専門部会活動を積極的に推進する。

② 特殊車両通行許可の適正化を推進する。

5. 都民サービス及び広報対策

(1) 各種広報活動の推進

① トラック運送事業について正しい理解を深め、業界のイメージアップを図るため、各種媒体を活用する等、業界内外に対する積極的な広報活動を推進する。

② 機関紙「東京都トラック時報」の紙面を充実させ、協会ホームページによる効果的な広報活動の推進と併せて、会員事業者や業界関係先等へ高密度な情報提供を拡充する。

③ 「トラックの日」支部活動費用補助は地域特性に応じた活性化を目的として廃止し、東京2020大会時TDM等対応機能の充実により安全・円滑な輸送サービスの提供と都市・経済活動の安定に供するための支部助成を行う。

④ 従来まで製作・配布してきた交通安全啓発用下敷きの目的・効果等を継承しながら、「トラックの日」児童絵画作品コンテストを新たに実施し、トラック運送事業が社会との共生を目指して、交通事故の防止や地球環境の保全に努めていることを広く社会に理解されるようPRを実施する。

(2) 輸送相談事業の推進

① 消費者及び会員サービス向上対策の一環として、輸送相談所の運営の充実を図る。

② 引越事業者優良認定制度の普及を促進する。

6. 労働対策

(1) トラック輸送産業の健全な発展を図るため、少子高齢化や人口減少の中での女性労働力や高齢労働力の確保対策を推進するとともに、外国人労働力の活用について検討する。

(2) 死亡事故等労働災害防止を目指し、過労運転防止や手待ち時間の改善等、労働環境整備のための諸施策を推進する。

(3) トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会に対応する。

(4) 会員事業所に所属する運転者の健康管理の徹底や健康の保持・増進を図る健康相談を実施する。

(5) 会員事業所に所属する従業員の福利厚生の一助としての相談事業である東ト協健康相談（24時間

電話相談）の実施及び健康情報に関するWEBサイトの利用を推進するとともに、心理専門職によるメンタルヘルス電話相談を実施する。

- (6) 労務管理の適切な対応を図るため、労務相談員制度の充実を図る。
- (7) 労災保険収支改善運動や労災事故撲滅運動の推進と労災保険収支改善対策の実施を図る。
- (8) 契約保養所の拡充と利用促進を図る。

7. 緊急輸送対策

- (1) 緊急物資輸送体制の充実を図るため、緊急物資輸送訓練等を実施するとともに、災害時に備えた緊急物資輸送体制の確保と整備の推進を図る。
- (2) 「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定」に基づく運用体制を構築する。
- (3) 災害時における会員事業者の速やかな復旧のための事業継続計画（BCP）を推進する。
- (4) 緊急時における燃料確保対策の検討と関係機関への要請を行う。
- (5) 葛西緊急輸送センターの機能向上を図るための補修・整備を行う。
- (6) 新型インフルエンザに関する対応策等を検討する。
- (7) 震災時における支援物資を迅速かつ確実に被災者に届ける体制の確保等に関する物流政策を調査・検討する。
- (8) 「災害時等の相互応援に関する協定書」（関東トラック協会）に基づき、災害時等に独自では緊急輸送に係る車両の確保が困難となる場合に備えた相互応援体制を推進する。
- (9) 「物流コーディネーター（災害時等物流専門家）」の定義の検討及び育成を推進する。
- (10) 支部における防災協定の見直し等に対する積極的な支援を行う。

8. 税制等対策

- (1) 自動車関係諸税の軽減、複雑な税体系の簡素化及び営自格差の拡大等に向けた陳情要望活動を展開する。
- (2) 高速道路料金の基本方針を踏まえ、高速道路通行料金問題に適切に対応する。
- (3) 新税導入や各種関係諸税増税に断固反対する等、トラック運送事業に関わる税制対策を推進する。
- (4) 環境対策推進のため、低燃費トラック・環境性能優良トラック等導入における税制・補助金等支援措置の延長・拡充を行う。

9. 金融環境対策

- (1) 近代化基金による融資の斡旋とポスト新長期等規制適合車導入促進のため、利子補給制度を円滑に実施する。
- (2) 国及び関係金融機関に対して融資制度の拡充等について要望し、金融環境改善及び経営環境改善を推進する。

10. 物流効率化対策

- (1) 環境負荷を低減させる物流体系の構築に対応する。
- (2) 物流効率化や輸送コストの低減に資する軸重・車高規制等の緩和を要望するとともに、高速道路通行料金の引き下げ及び各種割引制度等の拡充運動を展開する。

11. 人材養成事業の推進

- (1) 教育研修の推進事業
 - ① 経営者及び管理者を対象とし、経営能力、経営管理能力、IT技能の向上を図る経営研修課程を実施する。
 - ② 中小企業大学校の物流経営戦略等の受講を推進する。
 - ③ ロジスティクス研究会・青年部・女性部研修の実施等、人材養成事業の充実を図る。
 - ④ 物流経営士養成講座の充実を図る。
- (2) 図書資料室の整備・充実及び運用を図る。

12. トラックフェスタの開催

業界のイメージアップ等を図るため、「トラックフェスタTOKYO2019」を開催し、都民、特にファミリー層に対する積極的な外部発信型啓発活動を実施する。

13. 一般社団法人としての適正な体制整備

法人法の趣旨に沿った協会組織の適切なガバナンスの再点検と将来にわたって盤石なガバナンスづくりを引き続き検討する。

14. 本部・支部の業務体制強化と会員増強対策

本部と支部との連携により業務体制を強化するとともに、非会員の協会への加入促進を図る。

15. 国際交流対策

外国物流事業者等との国際交流を推進する。

16. 関連事業対策

- (1) 「東ト協政策研究会」事業を推進する。
- (2) 「公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団」事業に協力する。
- (3) 「東京都トラック運送事業協同組合連合会」事業に協力する。

Ⅱ. 事業内容

1. 近代化基金融資幹旋・利子補給事業の推進

会員事業者の経営の近代化・合理化による経営基盤の強化を図るため、近代化基金による融資の幹旋及び利子補給事業を円滑に実施する。また、全ト協所管の中央近代化基金による融資幹旋制度についても積極的な活用を図る。

(1) 地方近代化基金による融資幹旋・利子補給の実施

- ① ポスト新長期等規制適合車の購入に対する融資に伴う利子補給（ポスト新長期等融資）
- ② 事業用施設の整備・購入等に対する融資に伴う利子補給（一般融資）

(2) 全ト協で実施する次の事業について、会員事業者への活用を促進し、会員事業者からの申請等の取次ぎを行う。

- ① 大規模プロジェクトの投資額に対する融資幹旋及び利子補給（補完融資）
- ② ポスト新長期等適合車の導入並びに自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金に対する融資幹旋及び利子補給（燃料費対策特別融資）
- ③ 政令指定の激甚災害により被災した会員事業者で、経営安定の確保を目的とした事業再建資金等の融資幹旋及び利子補給（激甚災害融資）

2. 緊急物資輸送基地・カードロッカー等の管理・運営の円滑な実施

江戸川区臨海町に所有する緊急輸送基地及び東ト協カードロッカー等の管理・運営の円滑な実施を図る。

- (1) 東ト協カードロッカーの管理・運営
- (2) 東ト協緊急輸送司令室及び災害救助物資備蓄倉庫の管理・運営
- (3) 駐車場施設の管理・運営
- (4) 葛西物流施設の有効活用の検討

3. 事業近代化対策の実施

(1) 経営基盤確立対策事業

① 労務関係推進事業

会員事業者の労務管理体制の充実・強化を図るため、労務関係推進事業を実施する。

ア. 労務相談員の配置

会員事業者における適正な労務管理及び経営改善等への適切な対応を図るため、労務相談員を配置し、会員事業者からの相談に応じる体制を整える。

イ. 労務管理の適切な運用理解

関係書籍等資料の収集・分析により労務管理の適切な運用理解に努める。

ウ. 公的支援・助成制度の利用普及

事業者を対象とする公的支援または助成制度の利用普及に努める。

エ. 統一様式等の作成

労働行政に報告する際の統一協定様式等を作成し、会員の利便に供する。

② 労災保険収支改善推進事業

トラック運送業界の労働災害の撲滅と労災保険の収納率向上等収支改善を推進するため、労災保険収支改善推進事業を実施する。

ア. 労働災害防止講習会等の開催

労災防止講習会、セミナー等を開催し、労働災害防止の徹底を図る。

イ. 労災保険収納率の向上

労災保険料の収納率向上のためパンフレット配布等の対策を実施する。

ウ. 労災保険収支率の改善

労災事故件数の減少と労災保険料収納率の向上を図るとともに、労災保険収支率を改善する。

③ 労働対策の推進

ア. 労働力確保対策の推進

トラック輸送産業の健全な発展を図るため、少子高齢化及び人口減少の中での労働力確保対策のほか、労働力の有効活用対策として、女性労働力や高齢労働力の確保対策を推進する。

女性ドライバー確保対策として、会員事業者の女性ドライバーが大型・中型・準中型の運転免許を取得する際の教習費用を補助する。

イ. 労働環境整備施策の推進

死亡事故等労働災害防止を目指し、過労運転防止、手待ち時間の改善等、労働環境整備のための諸施策を推進する。

ウ. トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会への対応

(2) 経営改善対策事業

① 全ト協経営改善対策事業との連携等

中小トラック運送事業者の経営改善対策を推進するため、公的助成制度や中小企業向け諸施策への対応、全ト協経営改善対策事業との連携による各種施策を推進する。

② 東ト協経営分析調査の実施

中小企業経営改善のため、事業報告書や事業実績報告書を活用した東ト協経営分析調査（継続11年目）を実施する。

③ 経営に関する研修会・セミナーの開催

会員事業者の経営健全化、経営の底上げを図るため、東ト協経営分析調査結果を活用した経営セミナー等、経営問題に関する研修会やセミナーを開催する。

④ 全ト協等関係機関と連携した各種セミナー・研修会の開催

⑤ 各種経営情報に係る研修会の開催や資料の提供等による経営改善の推進

(3) 信用保証料助成事業

雇用・金融環境の悪化等の影響により、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。このため、会員事業者の経営の安定に資するため、セーフティネット保証（中小企業信用保証法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けて、信用保証制度を利用した会員事業者に対し、支払われた保証料の2分の1の額について、1事業者あたり20万円（東日本大震災関連保証は40万円）を限度とする額を助成する。また、東日本大震災にかかる融資（東日本大震災関連保証）についても、支払った保証料の一部を助成する。

(4) 情報システム化事業

東ト協本部の情報化等の推進について検討するとともに、インターネットを活用した最新情報の周知、車両情報等各種データの即時性、利便性の向上を推進し、ホームページ等により東ト協の取り組みについて広く認知を図る。また、運輸業の情報化等の推進、支部事務の事務処理合理化等に関して研究し、情報化を推進する。

- ① 本部事務合理化・情報化促進のための東ト協事務システムの維持運用
- ② 東ト協におけるペーパーレス化の推進
- ③ 東ト協ホームページのリニューアル後の更なる充実と円滑な運用管理
- ④ 支部との情報共有を強化するための方法を検討

4. 広報・PR事業の実施

(1) PR事業

一般都民、荷主を対象に営業用トラックの重要性・公共性、業界の現状や取り組み等をPRし、理解を得ていくとともに、会員事業者に対し協会事業・業界動向の情報提供に努める。

- ① メディアによるPR
 - ア．ラジオによるPR
 - イ．新聞・雑誌によるPR
 - ウ．その他メディアによるPR
- ② 東ト総合会館ショーウィンドを活用したPR
- ③ 「トラックの日」の各種イベントへの協賛・ノベルティ製作等によるPR
- ④ 絵画コンテストによるPR
- ⑤ 地域の東京TDM等対応機能充実のための助成によるPR
- ⑥ ホームページによるPR

(2) 機関紙「東京都トラック時報」の発行事業

会員事業者の事業経営等に資すると同時に協会活動への理解促進を図るため、引き続き機関紙「東京都トラック時報」の充実・強化に努める。なお、区市町村・図書館へも配布するとともに、ホームページにバックナンバーを掲載し、情報提供の機会を増やす。

(3) 広報活動事業

報道機関に情報提供の場を設定し、トラック運送業界の実態や協会の施策展開の状況等を直接広報

することにより、業界・協会への正しい理解促進を図る。

- ① ニュースリリースの発行等による報道機関に対する広報の実施
- ② 報道機関向けや研修資料等として活用する「データファイル」の作成

5. 都民サービス向上対策の推進

(1) 輸送相談所の運営事業等

輸送についての相談等に的確に対応して都民・消費者のサービスの向上を図るとともに、会員事業者からの貨物自動車運送事業に係る関係法令等の運用に関する相談に対して、専門的な立場から助言・指導を行い、会員事業者の円滑な事業運営を推進する。また、支部活性化対策を強化するため、支部又は地域毎に講習会を開催する等、会員・支部業務の積極的支援を図る。

① 輸送相談業務の実施

- ア. 本部、支部29ヵ所、計30ヵ所の輸送相談所において、一般都民・消費者・会員事業者からの貨物自動車運送に関わる問い合わせ・相談等に迅速・適切に対応する。
- イ. 利用者の利便を図るため、東ト協ホームページ、都消費生活総合センター、区広報等を活用して輸送相談所の紹介を行う等、啓発活動の充実を図る。
- ウ. 引越運送契約時のポイントと併せ、輸送相談所の一覧表を掲載したチラシを作成して各区市の消費者センター等に配布し、相談所のPR及び引越相談業務の円滑な推進を図る。
- エ. 輸送相談員を対象とした業務研修会を開催し、輸送相談所の円滑な運営を図る。
- オ. 引越事業者優良認定制度の普及促進を図る。

② 支部活性化対策の強化

- ア. 協会事業活動の推進母体である支部の活性化を図るため、諸活動を円滑に推進するとともに、会員支援の充実を期すため、支部業務に対する助成を実施する。
- イ. 支部事務局への研修会の実施、出前等による各種講習会等の実施、個別相談の充実及び加入促進パンフレットの活用等による会員増加策の実施など、意見要望等を踏まえた会員・支部業務への積極的支援を実施する。

(2) 緊急物資輸送体制の整備事業

① 防災対策・救援物資緊急輸送対策の検討

当協会がこれまで進めてきた緊急物資輸送体制の整備についての成果を踏まえ、事業所・トラック運転者の防災対策及び災害等緊急時における救援物資緊急輸送対策等について検討を行う。

- ア. 協会本部・支部の災害時における緊急輸送体制の整備
- イ. 葛西緊急輸送センターの整備・運用
- ウ. 「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定」締結に伴う運用体制の検討
- エ. 東京都船橋備蓄倉庫・城南大橋第二倉庫用地の駐車場としての利用をはじめとした、東京都とのより緊密な連携体制の構築

オ. 令和元年度緊急輸送体制整備事業の検討・実施

カ. 緊急輸送関係資料収集及び緊急輸送連絡メモ等の作成

キ. 国民保護法への対応

② 首都直下地震における緊急輸送支援システムの再構築

ア. 震災時における支援物資を迅速かつ確実に被災者に届ける体制の確保等に関する物流政策の調査・検討等

イ. 「災害時等の相互応援に関する協定書」（関東トラック協会）に基づく相互応援体制の推進

ウ. 「物流コーディネーター（災害時等物流専門家）」の定義の検討及び育成の推進

エ. 支部と区との防災協定の見直し等に対する積極的な支援

③ 災害時における会員事業者の速やかな復旧のための事業継続計画の推進

大震災発生時に輸送活動が復旧・再開できるよう、事業継続計画（BCP）策定の必要性についてセミナーを行い、周知する。

④ 緊急時における燃料確保対策の関係機関への要請

災害等緊急時における緊急輸送車両用の燃料確保につき、関係機関に対して必要事項を要望するとともに、要望事項実現のための対応を検討する。

⑤ 新型インフルエンザに関する対応策の検討等

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく指定地方公共機関として対応を図る。

⑥ 情報伝達機器の維持・整備事業

情報伝達機器を維持・整備し、災害等緊急時における情報連絡体制の強化を図るとともに、以下の情報伝達機器の運用訓練等を実施する。

ア. 東京都防災行政無線の運用・管理

イ. 本部・全ト協間連絡用 I P 無線機の維持・管理

ウ. 災害時優先回線（固定電話 3 回線、携帯電話 7 回線）の維持・管理

エ. 衛星携帯電話 3 機の維持・管理

オ. 本部・支部間連絡用 I P 無線機の維持・管理

カ. 携帯型簡易無線機の維持・管理及び代替

⑦ 制服類及び備品等の維持・整備

災害等緊急時及び防災訓練時に着用する制服類並びに緊急輸送業務用品の維持・整備を行う。

⑧ 防災訓練への参加事業

東京都総合防災訓練及び九都県市合同防災訓練等、関係行政機関が主催する防災訓練に防災機関の一員として参加し、協会及び会員事業者が遂行すべき緊急輸送業務の習熟を図るとともに、災害時の救援活動意識の向上と関係機関との協力体制の確立を図る。

ア. 東京都総合防災訓練への参加

イ. 九都県市合同防災訓練への参加

ウ. 東京都島しょ災害対策訓練への参加

エ. 東京都備蓄倉庫運用訓練の実施

オ. I P無線機を活用した拠点支部との定期無線通信訓練の実施

カ. 東京都総合防災行政無線を使用した定期無線通信訓練への参加

キ. 東京消防庁等関係機関との合同訓練への参加

⑨ 支部緊急輸送対策事業

災害等緊急時に対応した支部及び（一社）全国物流ネットワーク協会の緊急輸送体制整備推進を図るため、関係機関（都及び都内各区市等）との間で実施する救援物資緊急輸送訓練への支部等参加及び体制整備に係る諸会議の開催に要する費用の助成を行う。

6. 人材養成事業の推進

(1) 教育研修の推進事業

① 経営研修課程：経営者コース

一般経営者、管理者を対象とし、企業経営上必要な経営理論、国内外の政治・経済・社会情勢、物流動向等についてセミナー等を年2回開催し、経営環境の充実に寄与する。

② 経営研修課程：経営者実務研修コース

一般経営者、後継経営者、管理者を対象に、営業管理、計数管理、経営分析、社員教育、情報管理等の実務を主体としたセミナー等を年4回実施し、経営情報の習得に寄与する。

③ 経営研修課程：パソコン実技研修コース

パソコン操作経験者を対象に、習熟度により中級（基礎編・応用編）（年2回・各2日コース）を実施し、ITスキルの向上を図る。

④ 経営研修課程：中小企業大学校受講コース

全ト協の受講制度を利用し、原則として中小企業大学校東京校（東京都東大和市）において 物流経営戦略等を受講し、経営者・管理者としての総合的経営能力の向上を図る。対象は、会員事業者で中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）のトラック運送事業経営者及びその後継者並びに管理者とし、25名前後（予算計上内）とする。全ト協と東ト協で受講料の3分の1ずつを負担する。

⑤ ロジスティクス研究会・青年部・女性部合同研修コース

ロジスティクス研究会・青年部・女性部の各会員を主たる対象として、合同研修会（年1回・100人程度）を開催し、共通の問題意識を持ち、かつ、三組織の連携を深め、業界発展に期する情報共有を図る。

⑥ ロジスティクス研究会コース

ロジスティクス研究会会員を主たる対象として、物流、経済及び企業経営等に関する専門的研修を実施し、業界の発展と経営基盤確立の一助を図る。経営研修会（年2回）及びシンポジウム（年1回）及び経営者としての教養を高める研究視察等の実施並びに支部研修活動への助成を行う。

⑦ 青年部コース

青年部会員を主たる対象として、物流、企業経営に関する知識技能等を研修し、経営者・管理者として、のための次世代に向けた質的向上を図る。また、青年部研修会（年３回）、青年経営者研修会（年１回）、研修見学会（年１回）の実施及び支部研修活動への助成並びに公益社団法人全日本トラック協会青年部会全国大会及び関東ブロック大会へ参加し、関東トラック協会青年部会への運営協力を行う。

⑧ 女性部コース

女性部会員を対象として、物流関係知識及び経営者・経営幹部に必要な教養問題等を研修し、女性経営者層の能力の向上を図る。女性経営者研修会（年２回）、物流施設等の研修見学会（年２回・（１泊・１日各１回））の実施、支部研修活動への助成を行う。また、女性の活躍促進を図るため、研修会や勉強会及び外部との意見交換等を実施する。その他、公益社団法人全日本トラック協会女性部会、同関東ブロック研修会及び各道府県トラック協会女性組織の意見交換会等に参加し、女性部活動のなお一層の充実を図る。

⑨ 物流経営士課程研修

全ト協による物流経営士資格認定講座として、第１９期物流経営士課程研修を推進する（平成３０年１０月～令和元年８月）。令和元年８月より第２０期物流経営士課程を募集する。

(2) 図書資料室の整備

物流専門の図書資料室として整備充実を図る。国内外における物流関係書籍・関係図書資料に加えて経営者等教育用・安全運転等に関する教材・ビデオ・DVDを収集、整理、保管し、東ト協会員等の閲覧、貸出に供する。

7. 福利厚生対策の推進

(1) トラック事業所従業員相談事業

① 東ト協健康相談（２４時間電話相談）及びメンタルヘルス相談(委託事業)の実施

会員事業所の従業員と家族が日頃抱えているところと身体の問題について気軽に相談できる健康相談窓口業務を継続して実施する。また、電話（フリーダイヤル）による個別相談事業に加えて、健康情報に関するWEBサイトを利用可能とするなど、利用方法の多様化を図るとともに、気軽に相談が受けられるよう、対応を強化する。平成２４年度から実施しているメンタルヘルスに関する相談については、引き続き心理専門職が直接対応する窓口を設置し、相談事業の充実を図る。

② 福利厚生対策事業研修会の開催

トラック事業従業員相談事業の一環として、職場での対応が重要視されるメンタルヘルスや成人病対策などの健康問題、年金（厚生年金）等の諸制度、労働時間、賃金、雇用契約などに関する法的課題や各種労働関係助成制度など、会員事業所の労務関係実務者、関係者を対象とする研修会を実施する。

(2) 東ト協契約保養所等の利用促進

契約保養所についての情報を会員事業所に提供するほか、既存契約保養所の利用促進と新規契約保

養所について検討する。また、東ト協と運転免許特別優遇契約を締結している都内2教習所について、会員に対する周知広報を図る。

8. 交通安全対策の推進

(1) ドライブレコーダー装着による交通事故防止の推進

交通事故の未然防止効果の高い映像記録型ドライブレコーダーの装着を推進する。

(2) 運輸安全マネジメントの確実な実施

輸送の安全確保が最も重要であることから、運輸安全マネジメントの確実な実施を推進する。

(3) 運転者適性診断補助事業

独立行政法人自動車事故対策機構又は国土交通大臣が認定する機関が行う適性診断のうち、初任診断及び適齢診断について、義務付け診断の受診促進を図るため、受診料の一部補助額を行う。（初任診断及び適齢診断受診の申請者2,200人を対象に、受診費用のうち2,000円の補助を行う。）

また、遠隔地における診断施設等委託経費の補助を行う。

(4) 運行管理者試験業務の実施

（公財）運行管理者試験センターの委託を受け、東京会場貨物受験者にかかる運行管理者試験業務を実施する。

(5) 整備管理者研修・運行管理者確保対策事業

貨物自動車運送事業輸送安全規則により受講が義務づけられている整備管理者（選任後）研修について、その受講推進を図る。また、運行管理者試験の合格率の低下及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正による運行管理者の選任義務の拡大等に対応するため、運行管理者試験事前講習会を試験前に2回ずつ実施し合格率の向上を図る。

(6) 初任運転者特別講習事業

貨物自動車運送事業輸送安全規則により、事業者には新たに雇い入れた運転者への指導が義務づけられているが、初任運転者に対する講習を自社において対応することが困難な会員もあることから、東ト協が専門知識を有する外部講師を招聘し、同規則に対応した講習の一部を実施する。講習会は、隔月ごとの開催とし、東京都トラック総合会館において12回、三多摩自動車会館において6回を実施する。

(7) 運転者講習事業

会員事業所に所属する運転者等を対象に交通安全、交通公害防止等についての知識と能力を高め「都民に信頼されるプロドライバー」としての意識の向上を図るため、各支部が設営する事故防止、労働災害、交通環境に関する講習会を、行政機関等の担当官又は民間学識経験者等を講師に招聘し、本部が提供する講習用資料及び視聴覚教材を活用し、都内65カ所の会場において、運転者等6,500人を対象に開催する。

(8) 運転者技能競技会事業

運転者の遵守すべき交通関係法令並びに安全運転マナー、交通公害防止、省エネルギー運転等の

知識と技能を高め、「都民に信頼されるプロドライバー」としての意識の向上を図るため、各支部又は会員事業者から推薦された運転者を対象に、学科競技及び実科検定を実施し、各部門別に成績上位者の選考並びに表彰を行うとともに、全国大会への出場選手を推薦する。

(9) 運転記録証明書交付料助成事業、セーフティドライバー・コンテスト参加支援事業

運転者の安全教育等に資するため、会員事業者に対して自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書の有効活用及び警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストへの運転者の積極的な参加を支援し、延べ約19,000人を対象に運転記録証明書交付手数料を補助する。

(10) 交通安全各種運動の展開

- ① 春・秋の交通安全運動及び年末年始輸送安全総点検の実施に際し、事業所内への掲示物等を作成し、全会員に配布し、安全意識の向上を図る。このほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転・明るい輸送運動」を展開する。
- ② 春・秋の交通安全運動期間中に街頭活動の「統一実施日」を設定し、協会本部と支部が連携した効果的な交通安全活動を展開する。
- ③ 交通安全・事故防止のための広報活動と事故分析の公表等を推進するとともに、全会員事業者に「トラック事故速報」を支部経由で伝達する。
- ④ 「東京都トラック時報」等に営業用トラックの事故情報を掲載する。

(11) 東ト協ベストドライバー・コンテスト・交通事故・労働災害防止対策事業

営業用トラックの交通事故・労働災害の防止対策を推進し、輸送の安全確保の向上を図る。

- ① 参加事業者の事業用トラックの実車にドライブレコーダーを装着して、運転行動等を記録するとともに、急発進、急ブレーキや急ハンドル等の挙動を点数化して評価する「ベストドライバー・コンテスト」を支部主催で実施し、記録データを運転者指導等に活用する。
- ② 広く一般都民を対象として、トラック事業のイメージアップ及び交通安全への啓発を目的として「トラックフェスタTOKYO2019」を開催する。
- ③ 各支部が実施する運転者技能競技会（ドライバー・コンテスト）開催や交通事故・労働災害防止のための活動に対し助成基準を設けて費用の一部を助成する。

(12) 健康起因事故防止事業

- ① トラック運送事業に携わる労働者は、勤務形態が多様化しており通常時間帯での定期健康診断の受診が極めて困難な状況となっていること、また、トラックドライバーの体調が不十分なことが重大な事故に繋がる恐れがあることなどから、各支部が会員事業者従業員の定期健康診断を実施する場合については、開催関連経費を助成するとともに、会員事業者従業員定期健康診断に係る受診費用を助成して受診率の向上を図り、今後の事故防止の一助とする。
- ② 受診率向上対策の一環として、東ト協本部主催による定期健康診断を開催し、受診機会の提供により受診率の向上に寄与することを目的に実施する。
- ③ 全ト協が実施する睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査助成事業の充実を図ることにより、トラック運送事業に従事する労働者の健康管理及び健康起因事故の防止等に寄与することを目的に実施する。

- ④ 脳血管疾患、心臓疾患及び糖尿病等からくる突発的な意識障害による事故を未然に防ぐため、点呼時等における血圧管理を促進するため、血圧計の購入費用の一部を助成し、トラックドライバーのための健康管理対策を実施する。

9. 環境対策の推進

(1) 環境対策対応推進事業

トラック運送事業者として、東京都の環境確保条例並びに国の自動車NO_x・PM法、更にCO₂等の温室効果ガス削減対策を含む関係法令等を遵守し、地域環境の改善と省エネ・地球温暖化防止対策・低炭素社会の構築に向けた環境負荷低減対策への対応を図るとともに、東ト協の環境対策対応の自主的な取り組みであるグリーン・エコプロジェクト事業を積極的に推進する。

- ① 事業推進において、法律・条例などの関連法令への対応及び環境改善に関する諸施策に協力するとともに、環境政策の新たな対策（「パリ協定」、「SDGs（持続可能な開発目標）」の取り組み等）の動向に合わせ、環境対策への取り組みや今後の対応、方向性等の具体的な検討を環境委員会において行う。

- ② 東京都及び国交省（関東運輸局）などの関係機関並びに全ト協・各県トラック協会、トラック業界関係をはじめ、グリーン購入ネットワーク（GPN）や交通エコロジー・モビリティ財団等の関連団体との連携強化を図り、環境負荷低減に向けた取り組みや支援策を含めた対応と対策について意見交換を行い、実効性のある事業推進を図る。

- ③ 環境に係わる研究会、協議会などへ積極的に参加し、環境対策に役立つ情報収集及び環境対策関連の調査研究を行い、環境対策への対応を図る一方、環境施策による影響やユーザー負担を伴う諸問題に対し、会員事業者からの情報を元に、現状把握などの情報収集に努め、適宜、関係機関等への要望活動を行う。

- ④ 環境部内に設置の「環境対策窓口」において、会員事業者からの法律・条例内容及び対応方法等の相談並びに融資・あっ旋、補助等支援策についての申請・相談など、適正かつ迅速な対応を図る体制を整える。

- ⑤ 新たな環境対策、環境支援策などに関する情報の提供を行うため、関連資料やパンフレットを作成し、説明会等で会員事業者への周知徹底を図る。

- ⑥ 東ト協の環境対策対応の自主的な取り組みであるグリーン・エコプロジェクトについて、会員事業者に対する説明会を開催し、参加促進を図るとともに、都民並びに荷主企業に対し広くPRできる世界初の東京都「貨物輸送評価制度」の評価（認定）取得と、日本初のグリーン購入ネットワーク（GPN）の「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドラインに基づく「エコ商品ねっと」への掲載に向け、積極的な啓発活動を展開し、制度の理解と周知を図る。

- ⑦ 「トラックフェスタTOKYO2019」にブース出展し、環境対策事業の様々な取り組みをPRする広報活動を展開する。

(2) 環境改善促進事業

省エネ・省資源化対策に貢献し、環境に配慮した運送事業のグリーン化を推進するため、圧縮天然ガス（CNG）トラックを中心とした環境性能優良トラックの普及促進とエコドライブ管理システム（EMS）用機器、ドライブレコーダー（DR）用機器、蓄熱マット等のアイドリングストップ支援機器並びに環境タイヤ（リトレッドタイヤ）の省エネ対策用機器の導入促進を図り、地球温暖化防止対策・低炭素社会に向けた環境負荷低減対策・環境保全交通公害防止対策への対応に寄与することを目的とする。

- ① 会員事業者が環境改善促進事業における補助事業（全ト協等との補助制度（協調補助））を活用し、より環境改善の促進を図れるよう実施する。
- ② 環境性能優良トラック（圧縮天然ガス（CNG）トラック、ハイブリッド（HV）トラック等）を新たに導入する場合、導入費の一部を補助する。
- ③ エコドライブ管理システム（EMS）及びドライブレコーダー（DR）用機器を新たに導入する場合、導入費の一部を補助する。
- ④ アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット、エアヒーター等）を新たに導入する場合、導入費の一部を補助する。
- ⑤ 環境タイヤ（リトレッドタイヤ）を新たに導入する場合、導入費の一部を補助する。
- ⑥ 省エネ対策用機器に対する理解を深め、導入を促進する。
- ⑦ 環境改善促進事業の支援策における補助事業の補助概要並びに東京都環境局補助概要及び東京都融資制度パンフを全会員事業者へ配布し、補助金の積極的な活用を促す。
- ⑧ 会員事業者からの環境改善促進事業における補助事業に関する相談並びに問い合わせ等に迅速かつ適正に対応できる体制の整備を図る。

(3) グリーン・エコプロジェクト推進活動事業

東ト協の環境対策対応の自主的な取り組みである継続的なエコドライブ活動を中心とした「環境と安全」を実践するグリーン・エコプロジェクト事業を推進し、活動車両の燃費データの構築を図り、データベース化により詳細データを解析し、CO₂排出削減効果、エコドライブ効果の検証及び関連法令等の対応など、省エネ・CO₂削減等の地球温暖化防止・低炭素社会の構築に向けた環境負荷低減対策に寄与することを目的とする。また、参加事業者が都民並びに荷主企業から環境優良事業者として優先採用され、信頼性の高い運送事業者への転換を図るための取り組みを積極的に支援する。

- ① グリーン・エコプロジェクト事業の次のステップとなる新たな環境CSRへの取り組みを展開し、更なる拡大・拡充に努め、各県トラック協会や国土交通省、東京都などの行政並びにグリーン購入ネットワーク（GPN）等の関係機関との連携を強化し、省エネ・地球温暖化防止・低炭素社会の構築に向けた環境負荷低減対策への対応を推進する。
- ② グリーン・エコプロジェクトを事業経営の先進的環境対策として位置付け、環境CSRから進める”経営改善”から”経営戦略”とする経営基盤の確立を図るため、参加事業者がPDCAサイクルを活用した社内改善に取り組み、企業価値向上へ向けたグリーン・エコプロジェクト活動の取り組みを支援する。

- ③ 参加事業者がグリーン・エコプロジェクト活動を通じ、荷主企業等に対し環境PRができる世界初の東京都「貨物輸送評価制度」への評価（認定）取得と日本初のグリーン購入ネットワーク（GPN）「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドラインに基づく「エコ商品ねっと」への掲載を積極的に推進し、適正な環境評価を得られる新たな仕組みが活用できる取り組みを実施する。
- ④ グリーン・エコプロジェクト活動により得られる車両毎の燃費及びCO₂排出量などの詳細データの解析を行い、毎月の取り組み結果を参加事業者へフィードバックし、ドライバー教育に役立て、エコドライブ活動への実践を支援する。なお、グリーン・エコプロジェクト事業での燃費等の各種データ解析及び管理については、委託会社（株）アスア）所有の燃費集計システム（特許第 3314870 号）を運用し、活用する。
- ⑤ グリーン・エコプロジェクト活動で蓄積した全データから得られる燃費等の各種データを解析し、CO₂削減効果及びエコドライブ効果の検証並びに関連法令への対応など、地球温暖化防止対策・低炭素社会の構築に向けた取り組みへの活用を図る。
- ⑥ 参加事業者がグリーン・エコプロジェクトの活動内容及び実績等の様々な関連データの最新情報が得られる利活用の仕組みとして、利便性とスピーディーさを兼ね備えたクラウド化による各種データに関する情報提供の活用を推進する。
- ⑦ グリーン・エコプロジェクト事業における継続的なエコドライブ活動を実施するため、ドライバー教育に必要な関連資料の提供や管理者教育のためのステップアップセミナー、継続セミナー等を開催し、人材育成の取り組みを支援する。
- ⑧ グリーン・エコプロジェクト参加で、他の模範となる活動実績並びに経営改善が図れた事業者を対象に、その功績を称え顕彰する「トップランナー賞」並びに「環境委員長賞」を授与し、活動への更なる躍進と他の参加事業者へのモチベーションアップを図る。
- ⑨ グリーン・エコプロジェクト専用ホームページ（専用URL <http://www.tta-gep.jp>）やSNS（フェイスブック）によるインターネットを活用した広報媒体並びにエコプロダクツ展の環境イベント等への参加により情報発信を行い、都民、荷主企業、業界、各関係機関へ向けた広報・啓発活動を積極的に展開する。なお、専用ホームページでは、参加事業者毎の活動成果の表示並びに参加事業者の自社ホームページとのリンクを行い、事業紹介にも役立つ広報媒体として双方の情報発信手段の活用を推進する。
- ⑩ グリーン・エコプロジェクトに未参加の会員事業者へは、説明会（本部・支部開催）等を通じ、参加促進を図る。
- ⑪ 参加事業者に対するインセンティブとして、①グリーン経営認証（新規または更新時）の取得費用の一部補助、②自社ホームページの新規作成費用の一部補助、③環境性能優良ディーゼルトラック導入補助を実施する。
- ⑫ グリーン・エコプロジェクト事業の管理・運営と参加事業者からの取り組みに関する専門的内容の相談並びに問い合わせ等に迅速かつ適正に対応できる体制の整備を図る。

10. 適正化事業確立対策の推進

(1) 適正化活動事業

貨物自動車運送事業者の輸送の安全を確保するとともに、業界の輸送秩序を確立し、国民及び荷主への信頼を高めるために、安全運行についての指導と輸送秩序を阻害する白トラ、名義貸し、過積載、過労運転等の防止及びこれらの情報収集を積極的に行う。

- ① 適正化事業指導員23名、パトロール車3台体制により巡回指導を計画的に推進するほか、パトロール車による街頭指導等を行い、その結果を踏まえて関係行政機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。
- ② 適正化事業実施機関情報処理システムの有効な活用による指導項目の分析・検討と適正化事業指導員研修の充実等により、適正化事業の充実・強化を図る。
- ③ 巡回指導時の厳正・公平な評価の実施と改善を要する事業所に対するきめ細かい指導を継続して実施する。
- ④ 巡回指導において優良事例を積極的に紹介する等、巡回指導の効果的な推進を図る。
- ⑤ 巡回指導を通じて、重大事故を誘発する飲酒運転、速度超過、過労運転、過積載運行を防止するため、事業者及び運行管理者を対象とした啓発指導を実施する。
- ⑥ 白トラ、名義貸し等の防止及び社会保険等未加入事業者に対して加入促進を図るほか、輸送秩序の確立に係る広報啓発活動を積極的に推進する。

(2) 運輸安全マネジメントに係る指導

運輸安全マネジメントに係る必要事項の指導などによる運輸安全マネジメントの効果的な推進を図る。

(3) 東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会の運営

適正化事業実施機関の中立性、透明性を図り、適正化事業の実施状況について、会長の諮問に応じ、提言する貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会の適切な運営を図る。

(4) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の周知

トラック運送事業者の安全性を正当に評価して公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」を荷主や利用者などへ周知し、同制度の理解と定着を図る。また、東ト総合会館でのGマーク取得説明会・相談会に加え、多摩地区会員の利便性を高めるため、三多摩自動車会館においても同説明会等を実施し、会員のGマーク取得率の向上を図る。

11. 運輸事業振興助成交付金事業の積極的推進

運輸事業振興助成交付金は、トラック運送事業の近代化、輸送サービスの充実強化、環境対策、輸送の安全確保等に大きく寄与している。運輸事業の振興の助成に関する法律を踏まえ、関係行政機関及び東京都交付金事業審議委員会と密接に連携しながら、一層の交付金の効果的な運用と厳正な管理を行い、協会の基本理念である、①公共の福祉に寄与 ②貨物自動車運送事業の社会的地位の向上を推進する。

12. 運賃等対策の推進

- (1) 関係機関との連携を図る等、適正運賃收受のための施策を推進する。
- (2) 原価意識の徹底を図り、再生産可能な適正運賃の収受に取り組む「運送原価計算セミナー」の開催と「トラック運送事業における書面化推進ガイドライン」の周知徹底を通じて、コストに見合った適正運賃の確保と「トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」の活用を推進し、荷主との公正取引の実現促進に取り組む。
- (3) 独占禁止法特殊指定を踏まえ、不公正な取引の是正に関して荷主企業等に理解と協力を求めるための活動を行う。
- (4) 下請法適用に係る業界内の対応状況等、情報の収集と下請取引の適正化を推進する。
- (5) トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会に対応する。

13. 車両資材、燃料対策の推進

- (1) 全ト協に協力し、ライフコストを含むより安価な車両購入方法について検討する。
- (2) 最新の物流技術の導入促進に関する情報を収集するとともに、車両の構造や装置等、車両技術に関する調査研究とその導入を図る。
- (3) 燃料問題に対応する。
 - ① 燃料の安定確保と高騰対策の推進
 - ② 燃料購入価格調査の継続実施
 - ③ 高騰対策の具体的事項として、燃料サーチャージ制度導入にむけた支援、燃料の低廉化に向けた支援、軽油引取税旧暫定税率の廃止、原油価格の異常な高騰が続いた場合の課税停止措置（トリガー条項）発動の復活等要望活動を継続
 - ④ 不正軽油使用防止対策を推進する。

14. 税制金融等対策の推進

- (1) トラック運送事業に係る税制対策の推進
 - ① 新規導入及び各種関係諸税増税に断固反対するとともに、営自格差の拡大等、トラック運送事業に係る税制対策を推進する。
 - ② 軽油引取税旧暫定税率の廃止、一時凍結等を含む税体系の見直しに係る要望活動を展開する。
 - ③ 先進安全自動車に係る特別措置やエコカー減税等のより一層の延長と拡充に向けた運動を展開する。
 - ④ 高速道路を低廉な料金体系とすることや大口・多頻度割引等の継続・拡充につき、国や東京都、NEXCO等に対して積極的に要望活動を展開する。

15. 経営相談、経営指導等対策の推進

企業の健全経営の一助に資するため、会員の税務、財務、労務等の相談、指導のために必要に応じ、

東ト協の顧問弁護士、公認会計士、税理士による専門的相談、経営指導に対応する。

16. 東京都トラック総合会館及び葛西物流施設の管理・運営

東京都トラック総合会館施設及び葛西物流施設の適正な管理運営に努めるとともに、その運営の健全化を図る。

17. 専門部会活動の積極的推進

- (1) 物資別輸送分野における課題、問題点の検討を行い、輸送の円滑化、事故防止対策に取り組む。
- (2) 特殊車両通行の適正化を推進するための研修会の開催、荷主懇談会の開催、海上コンテナの渋滞解消に向けた対策等を推進する。

18. 「公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団」の社会福祉活動の積極的推進

「公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団」事業への協力と事業を積極的に推進する。

19. 「東京都トラック運送事業協同組合連合会」事業の積極的推進

「東京都トラック運送事業協同組合連合会」事業への協力と事業を積極的に推進する。

20. 国際交流事業の推進

外国物流事業者等との国際交流を推進する。

21. 「東ト協政策研究会」事業の積極的推進

東京都内におけるトラック運送事業の経済的・社会的地位の向上と発展を図るため、東京都トラック輸送議員懇話会（国会議員・都議会議員）と協力し、法制・税制・金融・物流・高速道路利用問題等の調査研究並びに諸事業の積極的推進を図る。

22. 本部・支部の連携強化と会員増強対策

- (1) 本部・支部の業務体制の強化と非会員のさらなる協会加入促進を図る。
- (2) 会員ニーズを的確に把握し、サービスの充実強化を図るため、本部・支部の連携を強化し、職員の資質の向上並びに情報化の推進等により、事務の合理化・効率化を推進する。